第二十条の十八の見出しを「（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等）」に改め、同条第四項中「第二十九条の二第十項」を「第二十九条の二第九項及び第十項」に改める。

第二十条の十八の二第八項中「第二十九条の二の二第九項」を「第二十九条の二の二第十項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　施行令第二十九条の二の二第八項の届出は、同項の現物分配の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後二月以内に、同項の現物分配により同項に規定する支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一　届出をする当該現物分配に係る被現物分配法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

二　当該現物分配に係る現物分配法人の名称及び納税地（当該現物分配法人が連結子法人である場合には、当該現物分配法人の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三　当該現物分配の年月日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日）

四　その他参考となるべき事項

第二十条の十八の二第六項中「第三項又は第四項の処分（第二十二条の三十九の二第三項又は第四項」を「第四項又は第五項の処分（第二十二条の三十九の二第四項又は第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第六項及び第七項第四号」を「第七項及び第八項第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第七項に」を「第八項に」に改め、同項第二号中「第七項第二号」を「第八項第二号」に改め、同項第四号中「第六項及び第七項第四号」を「第七項及び第八項第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

施行令第二十九条の二の二第一項第五号イからハまでに規定する財務省令で定める割合は、二分の一とする。

第二十条の二十の見出しを「（高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却）」に改め、同条第一項中「第四十七条第三項第一号」を「第四十七条第一項第一号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第二十九条の四第五項」を「第二十九条の四第二項」に、「賃貸住宅につき法第四十七条第三項」を「賃貸住宅につき法第四十七条第一項」に改め、同項第一号中「第四十七条第三項」を「第四十七条第一項」に改め、同項第二号中「第六十八条の三十四第三項」を「第六十八条の三十四第一項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十条の二十四第二号中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第三号中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に改める。

第二十一条の見出しを「（海外投資等損失準備金）」に改め、同条第一項中「第三十二条の二第三項」を「第三十二条の二第二項」に改め、同条第二項中「第三十二条の二第五項」を「第三十二条の二第四項」に改め、同条第三項中「第三十二条の二第六項」を「第三十二条の二第五項」に改め、同条第四項中「第三十二条の二第七項」を「第三十二条の二第六項」に改め、同条第五項中「第三十二条の二第八項」を「第三十二条の二第七項」に、「同条第九項各号」を「同条第八項各号」に、「同条第八項第一号」を「同条第七項第一号」に改め、同条第六項中「第三十二条の二第十項」を「第三十二条の二第九項」に改め、同条第八項第二号中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同項第三号中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に改め、同条第九項中「第三十二条の二第十八項」を「第三十二条の二第十七項」に改める。

第二十一条の四第二号中「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は適格現物出資又は適格事後設立」に、「適格分割又は適格現物出資」に改める。

第二十一条の五第一項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第九項第二号中「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第三号中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第十項第二号中「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第三号中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は被現物出資法人又は被事後設立法人」に改める。

第二十一条の七第二号中「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第三号中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改める。

第二十一条の十二第一項第一号中「保険業法」の下に「（平成七年法律第百五号）」を加え、同条第二項第二号中「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第三号中「分社型分割、現物出資又は事後設立」を「分割又は現物出資」に改める。

第二十一条の十三第二号中「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資」に改める。

第二十一条の十四第五項第二号中「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第三号中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改める。

第二十一条の十六第六項第二号中「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第三号中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改める。

第二十一条の十八の二第二項を次のように改める。

2　法第六十一条の二第一項に規定する財務省令で定める計画は、農業経営基盤強化促進法施行規則第二十三条第一項第五号ロに定める計画とする。

第二十一条の十八の二第三項中「第三十七条の二第二項」を「第三十七条の二第一項」に改める。

第二十一条の十九第二項及び第二十二条中「第二条第三十六号」を「第二条第三十六号」に改める。

第二十二条の二第五項第二号中「第六十四条第八項」の下に「又は第六十四条の二第八項」を加え、「若しくは被事後設立法人又は法第六十四条の二第八項に規定する分割承継法人等」を「又は被現物分配法人」に改め、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第九項第二号中「分割承継法人等（」を「分割承継法人又は被現物出資法人（」に改め、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第十項第二号中「同項第三号に規定する分割承継法人等」を「被現物出資法人」に改め、同項第三号中「適格分割型分割又は同項第三号に規定する適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同項第四号中「同項第三号に定める特別勘定の金額若しくは」を削り、同項第五号中「又は第三号」を削り、同条第十一項第二号中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第二十二条の五第一項第八号を削り、同項第九号中「第六十五条の四第一項第七号の」を「第六十五条の四第一項第六号の」に改め、同号ロ中「第六十五条の四第一項第七号」を「第六十五条の四第一項第六号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号中「第六十五条の四第一項第八号の」を「第六十五条の四第一項第七号の」に改め、同号ロ中「第六十五条の四第一項第八号」を「第六十五条の四第一項第七号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十一号中「第六十五条の四第一項第八号の」に改め、同号ロ中「第六十五条の四第一項第九号」を「第六十五条の四第一項第八号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号中「第六十五条の四第一項第十号の」を「第六十五条の四第一項第九号の」に、「第六十五条の四第一項第十号に規定する景観整備機構である旨」を「第六十五条の四第一項第九号に規定する景観整備機構である旨」に改め、同号ロ中「第六十五条の四第一項第十号」を「第六十五条の四第一項第九号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号中「第六十五条の四第一項第十一号の」を「第六十五条の四第一項第十号の」に改め、同号ロ中「第六十五条の四第一項第十一号」を「第六十五条の四第一項第十号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号中「第六十五条の四第一項第十一号の」を「第六十五条の四第一項第十一号の二の」に改め、同号ロ中「第六十五条の四第一項第十一号の」を「第六十五条の四第一項第十一号の二」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号を同項第十四号とし、同項第十六号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十九号中「第二章第三節」を「第二章第四節」に改め、同号を同項第二十八号とし、同項第三十号を同項第二十九号とする。